

共産党要望項目一覧

平成29年度6月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>○共謀罪法案は国会審議で①内心を処罰する、②「テロ対策」はうそ、③一般の人が処罰の対象になることが明らかになった。テロ集団の判断も、共謀となる準備行為も判断するのは警察である。警察の恣意的判断で県民が犯罪者にされ、その判断のために県民が監視され、モノをいえない社会となることは住民自治にも反する。政府与党は明日19日の衆院法務委員会で法案を可決し、23日にも衆院を通過させる方針である。世論調査でも共謀罪法案を今国会で通す必要はないが6割を超え、法案への反対も増えている。内心の自由を侵害し、監視社会をつくりだす共謀罪法案に反対する意見書を緊急にあげること。</p>	<p>左に対する対応方針等</p> <p>国の刑罰法規に関する事項であり、県としての意見を表明することは考えていない。国会において十分な議論をしていただくべきものとする。</p>
<p>○島根原発1号機廃止措置計画について</p> <p>この度、中国電力は島根原発1号機廃止措置計画について原子力規制委員会の承認を得た。30キロ圏内の安全協定を結んでいる自治体に審査結果を説明し、7月から第1段階の計画をすすめる意向だ。しかし、この廃炉計画の問題点は3つある。使用済み核燃料の搬出先である六ヶ所村の再処理工場は2018年度上期に運転開始予定だが、これまで22回も延期されており搬出できる保障はなく、稼動してもプルトニウムの搬出先「もんじゅ」は破綻し核燃料サイクルの実効性はない。また放射性廃棄物の処分地も決まっていない。結局1号機の廃炉計画はこの2号機の再稼動とプルサーマル発電、核燃料サイクルとのセットであり、それは処理できない核のごみを増やし続ける破綻の道である。最大の問題は、中国電力は過去のデータ改ざん、511ヶ所の点検漏れ、点検記録偽造問題に加え、昨年12月には2号機の空調換気系ダクトの腐食孔、4月下旬には1号機に87ヶ所のダクトの腐食孔が発見されるなど、もっとも危険な原発を扱う資格の</p>	<p>○廃止措置計画への対応</p> <p>認可された廃止措置計画について、原子力規制委員会と中国電力から詳細な説明を聞いた。今後、安全を第一義として、県原子力安全顧問の審査を行った上、県議会や米子市、境港市と協議し、県の回答を取りまとめていく。</p> <p>(使用済燃料の搬出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者任せだけでなく、国が全面に立ち責任をもって取り組む必要がある。 ・ 第3段階までに使用済燃料を搬出する計画であり、再処理工場の稼働見込みに変化があれば、中国電力は国に変更申請するとともに、県にも事前報告が行われる。 ・ 六ヶ所村の再処理工場は、新規規制基準審査も終盤で、平成30年度上期の稼働と聞いている。 <p>(放射性廃棄物の処分地)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者だけでなく、国が責任をもって取組を進めるように要望している。 <p>(点検不備等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止措置作業は、国の定期検査等で厳しく確認される。 ・ ダクトの腐食事案については、現在、国において中国電力が報告した原因と対策を確認しているが、今後、県でも安全協定に基づき現地確認等を行う。 <p>(住民説明会の開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米子・境港両市と相談しながら誠実に対応するよう引き続き中国電力に対して求めていく。 <p>(避難計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練等を通じて引き続き実効性の向上を図っていく。

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>ない事業者である。このような問題が解決しないまま、県として計画を容認しないこと。せめて腐食孔問題の調査の結果を待つこと。昨日の島根県議会での説明会の席上、中国電力は住民説明会を必要であれば集会所でもすると述べており、鳥取県内では今米子市だけだが、最低でも境港市での開催を求めること。避難計画をつくること。</p>	
<p>○島根原発2号機は新規規制基準の審査中だが、宍道断層の東端と鳥取沖東部断層が連動していることが濃厚になった。連動していれば基準地震動の見直しが迫られるが、原発そのものの稼働ができないことになる。2号機の再稼働、3号機の稼働を認めないこと。</p>	<p>原子力発電所については、安全が第一である。 現在島根原子力発電所2号機に係る新規規制基準の適合性確認審査が行われている。 常に最新の知見、評価手法等により科学的に評価されるよう国に対して厳格・厳正な審査を引き続き強く求めているところであり、宍道断層については、国の地震調査研究推進本部の新たな評価を受けて、審査がやり直されている。 引き続きその状況を確認するとともに、審査結果は専門家(原子力安全顧問)などの意見を踏まえて対応していくこととしている。国要望望等において、安全が第一であり厳格に審査すること、再稼働等については地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと、また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明することを今後も繰り返し要望していく。 ※国要望望 H28年(10月19日、7月26日、6月17日)、H27年(12月17日、7月13日、6月4日、3月19日ほか)</p>
<p>1 憲法 ○安倍首相は5月3日、「日本会議」が開いた改憲集会にビデオメッセージを送り、9条の改定で3項に「自衛隊」を明記し2020年に施行すると表明したが、これは自民党の日本国憲法改正草案にも、自民党内で積み上げられてきた改憲議論にも、憲法審査会での議論もない唐突なものである。自衛隊の存在の追認にとどまらず、2項は空文化し海外での無制限の武力行使を認めるものである。各種世論調査でも国民の多数は憲法9条改定を望んでいないのに、行政府の長である内閣総理大臣が期限を切って9条改定をいうのは憲法99条-憲法尊重擁護義務に違反するものであり、また三権分立の否定であり二重に憲法違反である。発言の撤回を求めること。</p>	<p>憲法改正、国防といった事項は、国政の最たる課題であり、県としての意見を表明することは考えていない。 憲法改正そのものが、国会の発議に基づき国民が国民投票で決するものである以上、国会の場で十分な議論をしていただいた上で、国民の幅広い議論が行われるべきものとする。</p>

要望項目	左 に対する 対応方針等
<p>2 子ども・教育</p> <p>○山形大学の戸室健作准教授は1985年から2012年までの約20年間、総務省の「就業構造基本調査」や厚生省の「被保護者調査」のデータなどを独自に分析して、全国の生活保護の捕捉率や子どもの貧困率について追跡調査をされている。調査によると約20年間で全国的にも子どもの貧困率は倍増しているが、鳥取県は2007年に10,3%だったものが、2012年では14,5%と5年間の間に4,2%と上昇している。子どもの貧困対策を県内で進めているが、実態をつかむことが必要だ。子どもの貧困実態調査を小・中・高で実施をすること。</p>	<p>子どもの貧困の実態については、生活保護世帯の子どもの割合や就学援助を受ける児童生徒の数等で把握できることから、改めて実施する予定はない。</p>
<p>○全国で公立小中学校の給食費無償化する自治体が広がっている。県内でも若桜、伯耆町など試行する自治体が出ているが、「子どもの地元への愛着や納税意識の向上につながる」「無償化は学校の負担軽減」という効果もある。無償化に取り組む自治体への補助を検討すること。</p>	<p>学校給食法では、学校給食の経費負担について、学校給食の実施に必要な施設、設備、運営に係る経費は設置者が、学校給食費（食材費）は保護者が負担することと定められていることから、県としては給食費の無償化に取り組む自治体に補助することは考えていない。</p> <p>なお、若桜、伯耆町を含む10市町村が給食費の一部助成を行っており、大山町が無償化を検討されているが、他の市町村ではいずれも無償化の予定はないと伺っている。</p>
<p>○高校の通学費補助をすること。また赤字の若桜鉄道のさらなる活用をすすめ、通学費の運賃補助をすること。</p>	<p>県立高等学校においては、就学支援金制度、授業料の減免制度、奨学給付金制度などを設け、高校生を持つ保護者の負担軽減に努めており、通学費の補助は考えていない。</p>
<p>○国が給付制奨学金制度をはじめたが対象は2.5%とわずかである。鳥取県独自の給付制奨学金制度を創設すること。また数少ない県内大学の中で、鳥取短期大学だけが、一般学生の学費減免制度がない。保育士養成については、県立保育専門学院を廃止した経過から県の修学資金制度や、未来人材育成基金による奨学金支援があるが、その他の学科では何の学費支援制度もない。鳥取短大とともに学費減免制度や修学支援金の対象拡大を相談し、実施すること。</p>	<p>給付制奨学金制度は国において取組が始まったところであり、鳥取県独自の制度拡充は考えていない。また、鳥取短期大学においては現状でも、学業が優れ経済的な援助が必要な学生を対象とする奨学金制度を設けているところである。</p>
<p>○政府は1948年に衆参両院で排除・失効を確認した決議を翻し、「教育勅語」を教材として用いることまでは否定されるものではない」と閣議決定したが、教育勅語を教材として使うことについて、憲法や教育基本法に反するかどうかの判断は都道府県などに委ねるとした。教育</p>	<p>「教育勅語」を教材として用いることについて、中学校社会科（歴史的分野）や高等学校の地歴・公民科等の学習において、時代背景や当時の社会情勢等を学習するときの史料の一部として取り扱うこと等はあるが、「教育勅語」を道徳などの教材として用いることは適当ではないと考える。</p> <p>なお、国に対して教材として用いないことを働きかけることは考えていない。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>勅語が持つ根本原理は日本国憲法に相いれないものである。時代錯誤も甚だしい危険な動きだ。「教育勅語」を教材として用いることのないよう国に強く求めること。</p>	
<p>○保育の弾力化の特例措置による保育所・認定こども園での子育て支援員は県内19カ所、子育て支援員14名を含め、30人が保育士・保育教諭とみなされ配置されている。養護教諭免許、小学校教諭免許などは子育て支援員の研修は必須でないが、教育と保育とは違う領域であり、専門性が求められる。研修を必須とすること。</p>	<p>保育士等の配置基準の弾力化により新たに保育士等に代わって保育に従事する者に対しては、県独自に必要な研修の受講を義務付け、保育の質の確保を図ることとしており、当該研修の対象には養護教諭免許や小学校教諭免許を保有する者も含まれる。</p>
<p>○保育の弾力化による配置の実態調査（賃金、業務内容、無資格で困っていることはないかなど）をすること。</p>	<p>保育士等の配置基準に係る弾力化については、平成29年3月に配置人数を調査したところであり、今後は、配置人数に加えて運用状況や効果、課題等について調査を行う予定である。</p>
<p>○姫路市の認定こども園でずさんな管理運営が問題となった。毎年1回の実地検査が行われていなかったと報道されているが、鳥取県内の保育施設でも実施されていない。毎年の実地検査をすること。</p>	<p>県が実施している保育所及び認定こども園の施設監査においては、新設園については初年度から2年続けて、また文書指摘が続いている施設は指摘事項の改善が図られるまで毎年実地検査を行っているところである。</p> <p>その上で、前年度の監査で特段の問題がない施設については、公立は3年に1回、私立は2年に1回の頻度で実地監査を行うこととしており、施設の実態に応じた能率的な監査を実施している。</p> <p>なお、当年度に実地監査を行わない施設については書面監査を行っており、その中で問題点等があれば指導を行い改善を図っている。</p>
<p>3 国保・介護・医療</p> <p>①国保の県単位化で市町村は「納付金」の100%完納が義務付けられており、国は国保の財政リスクに対する新しい仕組みとして「財政安定化基金」を導入し、国保の収入不足や医療費の増加に対応するときに基金から貸付・交付を行う。これらは「償還」が義務付けられるため、こうした仕組みは滞納者への差し押さえなど徴収強化に市町村を駆り立てることになる。また「保険者努力支援制度」の医療費削減や収納率向上で市町村、都道府県を競わせる仕組みは社会保障制度を逸脱するものであり、実施されれば医療難民が確実に増える。こうした仕組みはやめ、知事会が求めた毎年1兆円の確実な国の財政支援を求めること。</p>	<p>平成30年度からの国保制度改革により、県は市町村とともに国保財政の運営を担うため、市町村から納付金を徴収し、県全体の保険医療費の支払いに充てることになる。そのため、市町村は納付金を納めるための保険料が不足した場合には、県の財政安定化基金からの貸付等を受け不足額を補填することになる。</p> <p>この貸付等については、市町村は償還が必要となるが、これらについては、これまでの国民健康保険広域化等支援基金の貸付等でも同様の取扱いを行っている。</p> <p>また、保険者努力支援制度は、国が特定健診の受診率や保険料の収納率などの具体的な指標を定め、保険者がその指標に基づき取組を進め、保険者としての努力が認められる都道府県や市町村に対し、インセンティブを働かせるために交付金を交付するものであるが、国保制度を安定的に維持させるためには、歳出面での医療費適正化や歳入面での保険料の収納率向上等の収入確保の取組などの両面を通じて取り組むことが必要であり、本制度の取り止めを求める考えはない。</p> <p>なお、国の財政支援については、機会あるごとに厚生労働省へ要望を行っている。</p>
<p>②国保の都道府県化にともなう納付金等の試算状況で、一人当たりの保険料の試算がでた。理論的に現行保険料よ</p>	<p>今回の試算については、平成30年度以降に国から公費拡充される1,700億円が算定に含まれていないことや、入力すべきデータが市町村の判断により異なるなど、平成30年度以降の保険料を検</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>り高めの傾向になるとして、今後試算結果の要因、市町村データの確認などを行いながら試算の精度を高めるといことだが、前年度に比べ平均で112.2%と1割以上の県民に耐えがたい負担増が見込まれている。高い国保料を引き下げのため、どのようなやり方であっても市町村の一般会計からの繰り入れを認めること。また単県の財政支援制度をつくること。</p>	<p>討するには精度が低い状況となっている。</p> <p>平成30年度の各市町村の納付金等については、平成29年10月以降に示していくことになるが、納付金制度の導入により、市町村によっては保険料の上昇が見込まれることも想定される。</p> <p>これらへの対応については、今後、市町村と協議しながら激変緩和の方法を決定していくことになるが、市町村財政の中で、市町村が独自に一般会計からの繰り入れで対応することについて、県は禁止するものではない。</p> <p>なお、県はこれまでも法に基づく応分の負担をする役割を担っており、県として法定外の新たな財政支援は考えていない。</p>
<p>③「医療費適正化計画」は外来医療費の適正化、入院医療費の適正化など医療費削減の取り組み目標、病床削減の取り組み目標を明記することになる。都道府県が作る「地域医療構想」では鳥取県は7442床から5896床と20.8%の病床減少である。構想は病床機能再編を進めるための計画であり、国が示す病床削減数値は参考値として県は押し付けないとするが、「医療保険計画」や「自治体病院改革プラン」では地域医療構想の達成が求められ診療報酬削減とリンクすれば、病床数抑制や患者の締め出しが起こってくる。国に対し、実態に合わない制度の押し付けに反対し、中止を求めること。</p>	<p>「国が提供したデータ・ツールによる将来の必要病床数の推計値を、将来の必要病床数の参考値として構想を策定するが、その実現を都道府県へ強要しないこと。」について平成28年7月に国（厚生労働省）に対して要望を行っている。</p>
<p>④国保税（料）を支払うと生活保護基準以下に陥る世帯でも賦課がかけられている実態がある。国税徴収法では、停止要件を基礎となる金額10万円、その他親族1人につき4,5万円としている。2人世帯で税・社会保険料を支払い14万円も残らない事例は国税徴収法にも反する。無法な差し押さえをしないよう、徴収担当者が国保税の徴収状況だけで徴収強化や差し押さえ行為に陥りがちだが、差し押さえ禁止額の周知徹底をすること。鳥取県「児童手当差し押さえ裁判」の判決を周知すること。</p>	<p>国保税（税）の滞納等について、保険者は、地方税及び国税徴収法に準じた滞納処分の停止や国保法に基づいて適正に短期被保険者証等の発行を行っていると認識している。</p> <p>滞納処分の適切な取組については、引き続き県や国民健康保険団体連合会等が共催する収納対策研修会等の機会を捉えて助言していく。</p>
<p>⑤総務省は都道府県知事、指定都市市長に対し4月3日付通知で、平成29年度の地方公営企業繰り出し金について、「自治体が公営企業会計に一般会計からの繰り出しを行ったときは、その一部について地方交付税等において考慮（減額）するものとする」としている。県下で不</p>	<p>地方公営企業の経営の健全化の促進と経営基盤の強化を図るため、国は、毎年度の地方財政計画において公営企業繰出金を計上しており、各地方自治体において、一般会計から公営企業会計に繰り出しを行ったときは、その一部について地方交付税による財政措置が行われる仕組みとなっている。</p> <p>病院事業会計に対する繰出金に係る交付税措置については、昨年度より繰出金の実態に即した算定方法の見直しが行われたところであるが、本年度も支援が継続されているところである。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
採算地域を抱える自治体病院をもつ自治体はその使命から大変な努力をされていて一般会計からの繰り出しをして住民の生命を守っている。③の医療費やベッド数の削減を迫るもので看過できない。地方交付税の堅持を国に求めること。	不採算地区病院における財政支援については、今後の医療制度改革の動向等を踏まえた上で、必要に応じて国に意見・要望していく。
⑥全国民医連は「無保険」状態だったなどの理由で受診が遅れ死亡した人が、2016年に28都道府県58人に上っていたことを発表した。鳥取県でも4人が死亡したことがわかったが、無料低額診療制度を推進し周知すること。	無料低額診療制度は、国において医療保険制度の中で検討すべき事項であることから、その検討状況を注視していく。
⑦75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度は平成29年度から、保険料の特例軽減が段階的に廃止されていく。そもそも特例軽減の対象者は低所得者であり、これ以上高齢者への負担増をしてはならない。特例軽減廃止分を県が補填し、保険料上昇を抑えること。	<p>後期高齢者医療制度の保険料軽減特例は、高齢者医療制度の円滑な導入を理由に保険料が一時的に引き下げられてきたものであり、このたび、将来にわたり国民皆保険を堅持するため、世代間や、世代内での負担の公平が図られるよう特例軽減が段階的に廃止されるものである。一定の低所得者については、所得割自体が賦課されていないため、急な負担増になることはないと考えるところである。</p> <p>なお、後期高齢者医療制度は保険者が責任を持って運営されているものであり、県は法に基づく応分の負担を行う役割を担っており、県が特例軽減廃止分を補填することは考えていない。</p>
⑧介護保険法案・地域包括システム強化法案は国保の「保険者努力支援制度」と同様の仕組みを介護保険に導入する案が盛り込まれており、給付減・負担増を断行するものであり中止・撤回を求めること。	介護を要する高齢者が増加していく中で、高齢者の自立支援・重度化予防を推進するとともに、介護保険制度の持続可能性を維持するための制度化であり、中止・撤回を求めることは考えていない。
⑨今後引き続き検討課題とされている軽度者（要介護1、2）に対する生活援助、その他の給付の総合事業への移行、利用料2割負担の拡大、ケアプランの有料化などあげられているが反対すること。	<p>介護保険制度の見直しについては、現在、国において検討が進められているところであり、その動向を注視しているところである。</p> <p>なお、介護を要する高齢者が増加していく中で、介護保険制度を持続するためには、適切なサービスのあり方や負担の見直しを行うことも必要と考えている。</p>
⑩鳥取市への東部保健所移管 ・鳥取市の中核市移行に伴って、県は周辺4町分も含めた東部地域の保健所機能を一部残し鳥取市に移管する予定であるが、財源や人材の確保の保障はない。またサービス水準も現状で十分とはいえない。サービス向上、財源や人材確保の保障もないまま移管はすべきではない。せめて4町分は県が引き続き責任をもって対応すること。	これまで県の鳥取保健所が1市4町、1か所で行ってきた保健所業務のサービスを維持する視点から、専門人材の確保や行政コスト面なども考慮し、鳥取市と県の4町に係る保健所業務をまとめて鳥取市で実施し、サービス水準を担保できるよう、県・市・4町で密に連携して検討調整を進めている。県は、鳥取市において確実に事務を行える体制整備に責任をもって協力支援する。

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>⑩ノルディックウォークの推進</p> <p>・長寿命化が進む中で、健康の維持と、病気になってもリハビリが重視される。鳥取県は最も歩かない県の一つで、その解消に向けウォーキング立県も提唱されているところである。ノルディックウォークはポールを使うことにより全身運動となり通常のウォーキングに比べエネルギー消費量が20～30%アップするといわれている。ノルディックウォークの運動効果は予防医療、介護予防に役立ち、椅子、ベッドからポールを使って立てるので、特に寝たきりにならないため非常に効果的な手段であり、県として予防医療、介護予防などの歩行訓練に取り入れる推進計画をもつよう検討すること。</p>	<p>健康づくり文化創造プランや老人福祉計画及び介護保険事業支援計画の改訂に当たっては、計画策定に係るスキーム（会議における専門委員から意見、パブリックコメント等）を通じて、健康づくりの増進や介護予防施策等について、より効果的な取組を検討した上で、計画に盛り込んでいく。</p>
<p>4 経済・産業</p> <p>○鳥獣被害対策の拡充について</p> <p>①熊は人間との緩衝地帯をつくり共存をする計画だ。しかし東部では熊の出没も多く、県西部地区でも人家に入ったなどの情報も聞かれるようになってきた。発見した場合、県外の〇〇協議会に連絡し、麻酔銃の打てる獣医が来るがタイムラグがある。県内の獣医（獣医免許を持つ県職員）に銃の免許をとらせて機敏な対応をとれるよう県が養成すること。</p>	<p>クマの放獣は大変危険な作業となるため、作業者と地元住民の安全確保を最優先することとしている。現在、学識経験者等専門人材を有し、かつ県内のクマの生態について精通している県外専門機関に委託しており、獣医師免許を有する県職員による対応は考えていない。</p> <p>また、市町村では迅速に「放獣」の必要性を判断するとともに、県においても市町村からの情報を事前に委託事業者等に伝達する等緊密な連携を取っており、可能なかぎり機敏に対応しているところである。</p> <p>なお、人家でクマが発見された等緊急の対応が必要な場合は、市町村による捕獲・殺処分は可能である。</p>
<p>②イノシシがワナにかかり、手負いになって逃げた場合、人間に対し攻撃性が増す。手負いになったイノシシは殺処分すること。</p>	<p>手負いになったイノシシを含め、捕獲及び殺処分の実施主体は市町村であり、市町村ともよく連携して捕獲・処分してまいりたい。</p>
<p>③29年度から捕獲奨励金が1万円だったものが、シカは成獣（70センチ以上）18000円、幼獣（70センチ以下）11000円となったが、イノシシは1頭当たり15000円となっている。幼獣でも来年は妊娠可能となり、2年後の5、6月には出産を迎え各地でシカ被害は必ずるので、1頭当たり18000円に統一すること。</p>	<p>県市町村による捕獲奨励金の1万円に加え、国の緊急捕獲事業により捕獲活動費を成獣8,000円、幼獣1,000円支払っているもので、国に対して幼獣の捕獲活動費を引き上げるよう要望している。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>○住宅リフォーム・商店リニューアル助成</p> <p>鳥取県のとっとり住まいる支援事業は県産材の普及と県民生活向上に貢献している事業であるが、各地で実施されている住宅リフォーム助成・商業リニューアル事業も経済波及効果は高い。さらに幅広く県経済の活性化と県民生活向上を推進するため、住宅リフォーム助成・商店リニューアル助成を検討すること。</p>	<p>住宅の改修等に対する支援は、明確かつ具体的な政策目的に基づき行うことが必要であり、単なる住宅リフォーム助成は考えていない。</p> <p>なお、一部市町村では、地域の実情に応じた独自のリフォーム助成を実施しており、今後、政策目的に沿ったものであれば市町村と連携した制度の創設を検討する。</p> <p>地元商業の活性化を目的とした商店リニューアル助成は、来街者ニーズ等を踏まえて市町村がまちづくり方針等に沿って実施するべきであると考えます。</p> <p>既に県では、市町村と協調した商店街の環境整備等への支援だけではなく、個々の事業者が取り組む経営革新や設備投資等に対する支援制度を多くの事業者に活用いただいております、単なるリニューアル助成制度の創設については考えていない。</p>
<p>5 防災・環境</p> <p>○中部地震の復興対策について</p> <p>①鳥取県中部地震の住家被害は14970棟（2017年4月20日現在）であるが、国や県の何らかの住宅支援金を受けた住宅は8249件（2016年度実績）と、支援金交付率実績は55.1%である。住宅改修が進まない理由には豪雪や業者不足の影響もあげられているが、資金不足もある。一部損壊の支援金額を引き上げ、せめて一部損壊支援は改修の見積もり段階で補助金ができるように市町に徹底すること。支援金の申請受付は被災から1年となっているが、罹災証明をもらっている人は、受付期間を柔軟に対応し、受付期間を延長すること。</p>	<p>屋根瓦などの小規模な被災が多いという中部地震の被害状況に鑑み、市町村と協議のうえ、これまで支援対象外としていた一部損壊を対象に加えたものであり、支援金額の引き上げは考えていない。</p> <p>また、支援金は修繕実績のある方に対して支給することとしている。</p> <p>支援金の申請期間については、罹災証明を取得していればすぐにも申請可能な制度としており、すでにその旨市町から住民に対して周知を行っているため、今のところ期間延長は考えていない。</p>
<p>②鳥取県中部地震の被災者の県営住宅での受入は1年間としているが、住まいが見つからない場合は柔軟に対応し、公営住宅への引き続きの入居や民間住宅での家賃補助をすること。</p>	<p>この度の県営住宅への被災者の受入れは、緊急対応として一般入居とは異なる目的外使用許可を行ったものであり、入居期限はこれまでの運用に同じく入居後1年間としている。</p> <p>今回提供している県営住宅は、県営住宅改修工事の際の移転先として確保していたものであり、入居期間が長引けば、今後の改修計画等に影響が出ることもあり、期限内の退居をお願いしているが、やむを得ない事情により退居が困難な場合については、事情に応じて柔軟な対応を検討する。</p> <p>また、退居後に民間賃貸住宅に入居される場合の家賃補助は考えていないが、「あんしん賃貸支援事業相談員」による低廉な家賃の民間賃貸住宅の紹介等により支援を行うこととしている。</p>
<p>○中海環境修復について</p> <p>中海の窪地の埋め戻し（覆砂）の有効性の検証、方向性を検討する両県、国交省のワーキングチームが中海会議で検討されているが、建設残土の発生量調査もすると聞いている。一方南部町会見地区内に、広大な残土処分場</p>	<p>平成28年度中海会議での議論を受けて、「中海・覆砂検討ワーキンググループ」を島根県、国土交通省出雲河川事務所とともに立ち上げ、各種底質対策実施の可能性の検討に取り組んでおり、関係機関と連携して公共工事により発生する残土の活用についても可能性を調査しているところである。引き続き情報共有を図っていく。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>を設置する計画がすすめられているが、大量の埋め戻しをするためには、大量の残土が必要なことから、これらの情報を共有しムダのない事業をすること。</p>	
<p>○管理型産廃処分場建設計画について 淀江産廃処分場の事業計画は条例手続き中だが、住民の反対の声は子育て中の若い人を中心に大きく広がっている。また、初めて処分場計画を知る6自治会以外の人から、「なぜこんな重大なことを知らせないのか」と不信感と不安の声が広がっており、新たなグループの白紙撤回を求める署名活動も始まっている。県とセンターは事業を推進しながら条例をたてに、このような住民、県民の声に応えないまま不誠実な態度を続けるべきでない。正面から計画を知らせ、住民意見を聞くこと。淀江の史跡、湧水を観光資源として位置づけるなら産廃処分場計画は即時白紙撤回をすること。</p>	<p>廃棄物処理施設の設置に当たり、「手続条例」では、生活環境に及ぼす影響等を考慮して事業計画の説明対象範囲を設定し、事業者丁寧に丁寧な対応を求めており、環境管理事業センターでは、条例手続前から、6自治会に対して事業計画の検討状況等について説明を重ねるとともに、米子市議会や関連する自治連合会からの求めに応じて情報提供や説明を行っている。現在、条例手続に入っているところであり、引き続き丁寧な説明に努めるよう、必要に応じて指導助言していく。</p> <p>産業廃棄物管理型最終処分場は、産業面だけでなく、家屋建築、医療活動等、県民の日常生活に必要な不可欠な基礎的インフラである。その設置に当たっては、安全性の確保のため、遮水シートの敷設など厳格な基準が法令で定められており、県は手続条例や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の許可手続において、有識者の意見も聴きながら、当該基準への適合状況等を厳密に審査することとしている。また、稼働後も定期的に検査等を行うこととしており、地域への安全対策は徹底的に行うこととしている。</p>
<p>6 その他 ○今年度から、県庁内図書室は議会図書室と合併したため、体制強化が求められる。図書司書は正規職員にすること。</p>	<p>議会図書室と県庁内図書室との併置により増えると予想される、県議会議員を対象としたレファレンスサービス等については、現時点では現状の体制で対応可能と考えている。</p>
<p>○県庁職員の残業が問題になっている。県は「残業規制」をするとしながら、月100時間までの残業を認めようとしているが、過労死ラインの残業を容認することになってしまう。厚労大臣告示の月45時間までの残業規制とすること。</p>	<p>職員の時間外勤務については、今年度設置した県庁働き方改革プロジェクトチームで決定した目標（職員一人当たり月45時間以内・年360時間以内、職員全体の年間総時間数30万時間台）の達成に向けて、縮減の取組を全庁的に徹底・推進している。</p>